

■ 大阪河崎リハビリテーション大学親睦会規約

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、大阪河崎リハビリテーション大学 親睦会(略称 POST)(以下「本会」と称する。所在地は、大阪府貝塚市水間158番地とする。

(目的)

第2条 本会は、学生相互の親睦を深めるとともに、学術の向上、学内外の風紀や美しい環境の維持・向上、教職員や卒業生等との交流を通じて豊かな人間性と社会性を身につけ、健全な学生生活の向上発展を目指すことを目的とする。

(会員及び構成)

第3条 本会は、本学の全学生により構成する。

(事業及び活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 新入生歓迎会、大学祭、卒業生送別会等、学生相互の親睦を深める事業及び活動
- (2) 課外活動に関する事業及び活動
- (3) 学術研修に関する事業
- (4) 学内外の風紀の維持・向上に関する活動
- (5) 学内及び周辺地域の美化に関する活動
- (6) 大学学生委員会との連絡調整に関すること
- (7) その他「第2条に定める目的を達成するために必要」とPOST代表議会で決議されたこと

(会員の義務及び権利)

第5条 本会の会員は、次の義務を負い、権利を有する。

- (1) 本会の規約に従う義務
- (2) 会費を納める義務
- (3) 本会が主催または後援する事業及び活動に参加する権利
- (4) 会計に関する質問をし、意見を述べる権利

(機関)

第6条 本会は、次に掲げる機関を設ける。

- (1) POST代表議会
- (2) 執行部会
- (3) クラス代表委員会

(4) 課外活動代表委員会 (体育会・文化会)

第2章 機関

第1節 POST代表議会

(性格と構成)

第7条 POST代表議会は本会の最高議決機関であり、執行部会、クラス代表委員会の委員及び課外活動代表委員会代表により構成される。

(召集)

第8条 POST代表議会は、必要に応じ執行部会により召集される。

(成立)

第9条 POST代表議会は、次の各号によって成立する。

- (1) POST代表議会の定足数は、構成員の5分の4以上とし、これを満たさない場合は流会とする。
- (2) 代理による出席は認める。
- (3) POST代表議会への出席がない場合、その団体のPOSTにおける権利が制限される。
- (4) 実習期間及びその前後一週間は、その旨を会長に連絡することをもって出席義務から免除される。
- (5) (4)号において出席義務を免除された者は、その期間終了後、議事内容を確認し、クラスへ伝達しなければならない。
- (6) (5)号を行わない場合、POSTにおける権利が制限される。

(決議事項)

第10条 POST代表議会は、次の事項を議決、承認または審議する。

- (1) 本会の運営に関する基本的事項
- (2) 会費に関する事項
- (3) 本会規約の改正等に関する事項
- (4) 前年度の決算並びに会計の報告
- (5) 前年度の活動報告
- (6) 当年度の予算案及び活動方針
- (7) 執行部会役員への信任に関する事項
- (8) 体育会 (課外活動) の基本方針及び親睦会費の配分額
- (9) 文化会 (課外活動) の基本方針及び親睦会費の配分額
- (10) その他

(議長)

第11条 POST代表議会の議長は、執行部会の会長があたる。

(議決)

第12条 POST代表議会の議決は、出席構成員の過半数によって決する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

（傍聴及び公開質問状）

第13条 本会の会員は、POST代表議会の審議を傍聴することができる。審議内容に疑義がある場合、公開質問状を作成し、POST代表議会に提出することができる。POST代表議会は、公開質問状をうけて、審議する義務を負う。

（行事の許可）

第14条 本会において可決され、学内及び学外において開催される行事に関しては、安全、風紀、適切な施設利用について大学学生委員会の許可を得なければならない。

（書記）

第15条 POST代表議会の議事の記録は、執行部会の書記があたり、POST掲示板への掲示及び大学学生委員会への提出を行う。記録の保管は、執行部会で5年間行う。

第2節 執行部会

（執行部会の目的）

第16条 本会を運営し、議案を立案し決議事項を執行するため、執行部会を設置する。

（構成）

第17条 執行部会は、次の役員をもって構成する。

- （1） 会長
- （2） 副会長
- （3） 書記
- （4） 会計

（役員を選出）

第18条 執行部会役員は、クラス代表委員会から選出する。

- 2 会長は、自薦や他薦により選出される。
- 3 会長は、他の執行部会役員を指名する

（任期）

第19条 役員任期は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（召集）

第20条 執行部会は、原則として月1回会長が召集する。

（会長）

第21条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

(副会長)

第22条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

2 副会長は、書記及び会計の業務を管理する。

(書記)

第23条 書記は、POST代表議会及び執行部会の記録をし、POST掲示板への掲示及び大学学生委員会への提出を行い、その保管をする。

(会計)

第24条 会計は、本会運営に関する会計全般の業務を務める。

2 大学学生委員会は、親睦会費の納入及び支出に関して会計を支援する。

第3節 クラス代表委員会

(目的)

第25条 クラス代表委員相互の敬愛と協力によって、大学生生活を充実させ、第2条に規定する目的を達成するため、各クラスにクラス代表を設置する。

(構成)

第26条 クラス代表委員会は、各クラス代表によって構成される。

(選出)

第27条 クラス代表を毎年4月初旬にクラス単位で選出し、大学学生委員会に届けなければならない。

2 クラス代表の任期は、1年とする。

(クラス代表)

第28条 クラス代表は、次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 本会の議事に関する事項
- (2) クラスの運営及び学生生活に関する事項
- (3) 本会およびクラスとの連絡調整に関する事項
- (4) その他クラスでの必要な事項

第4節 課外活動代表委員会

(目的)

第29条 各団体の活動の円滑な運営のために、課外活動代表委員会を設置する。

(構成)

第30条 課外活動代表委員会は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 学長に承認された体育会の「各団体」の代表
- (2) 学長に承認された文化会の「各団体」の代表

(決議事項)

第31条 課外活動代表委員会は、次の事項を議決、承認または審議する。

- (1) 施設使用調整
- (2) POST課外活動補助費及び大学課外活動補助費の分配に関する事項
- (3) 各団体の活動に関する事項
- (4) その他、各課外活動の円滑な運営のために必要な事項

(運営)

第32条 各団体は、大学学生委員会と課外活動代表委員会が定める「課外活動代表委員会規約」に従い、安全、風紀、適切な施設利用について大学学生委員会の許可を得なければならない。

第3章 会計・会計監査

(財源)

第33条 本会の経費は、年会費及び寄付金その他をもって充てる。

(年会費)

第34条 会員の年会費は、3,000円とする。

- 2 会員の年会費は、入学時に4年間分12,000円を全納するものとする。
- 3 会員の在籍期間が5年目を超える場合は、追加徴収はしないものとする。
- 4 途中退学の場合は、返金はなしとする。
- 5 編入学生は、入学時に3年間分9,000円を全納するものとする。
- 6 会費を納入しない場合は、POSTの権利が制限される。

(会計年度)

第35条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(予算)

第36条 本会の予算は、毎会計年度開始前に各団体及び執行部会が作成し、執行部会でとりまとめる。

(通帳の管理)

第37条 本会の会費は、本学学生部長名義の通帳で管理し、本学の金庫にて保管する。

(経費の支出)

第38条 経費の支出が必要な場合は、執行部会会計がそれをを行い、確認を副会長が行う。

- 2 執行部会会計から分配された予算の支出に際しては、必ず領収書を受け取り「領収書台紙」へ貼り付け、「支出計算報告書」に添付して、各団体で集計し、その後、執

行部会会計がとりまとめなければならない。

(決算)

第39条 本会の決算は、毎会計年度終了時に執行部会が作成する。

(会計監査)

第40条 会計監査は、大学学生委員会が監査業務を務める。

2 会計監査は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会計の運営について監査をすること
- (2) 決算報告書を審査すること

第4章 補 則

(規約の改正)

第41条 本会規約の改正は、POST代表議会の出席者の3分の2以上の賛同によってなされる。

附 則

- 1 この規約は、平成19年11月6日から施行する。
- 2 本会の発足時における会費は、第50条の規定にかかわらず、一期生は4年間の会費の残額6,000円を、二期生は9,000円を、平成20年4月中に納めるものとする。

附 則(平成20年10月14日 定例総会変更)

この規約は、平成20年10月14日から施行する。

附 則(平成21年12月21日 定例総会変更)

- 1 この規約は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 本会の平成21年度の会計年度は、この規約の定めにかかわらず、平成21年10月1日に始まり、平成22年3月31日に終わるものとする。
- 3 本会の平成21年10月1日に就任する役員の任期は、この規約の定めにかかわらず、平成22年4月30日までとする。

附 則(平成23年4月28日 定例総会変更)

この規約は、平成23年4月28日から施行する。

附 則(平成24年5月30日 POST代表議会変更)

この規約は、平成24年5月30日から施行する。

附 則(平成25年1月30日 POST代表議会変更)

この規約は、平成25年1月30日から施行する。

附 則(平成26年3月6日 定例総会変更)

この規約は、平成26年3月6日から施行する。